

児童の権利に関する条約
(子どもの権利条約)
－中学生、高校生のみなさんへ－

奈良県・奈良県教育委員会

はじめに

「児童の権利に関する条約」は、平成元年（1989年）に国際連合の総会で採択され、我が国では、平成6年（1994年）4月22日に、この条約が批准されました。

この条約は、世界の多くの子どもたちが、今日なお、貧困、飢餓、武力紛争、虐待などの困難な状況に置かれ苦しんでいるため、すべての子どもが幸せに生きられるよう、世界の国々が、文化、伝統、法律などの違いを乗り越えて努力することを約束したものです。

子どもの人権が尊重される社会を築くことは、国や大人の責任ですが、子どもも、自分自身を大切にするのと同様に、他の子どもの権利や自由を尊重するよう心掛けることが大切です。

本冊子には、「児童の権利に関する条約」の主な内容が掲載されていますので、その内容をよく理解し、一人一人が大切にされるなかまづくり、学級づくりに役立ててください。

なお、この条約にある「児童」とは、18歳未満のすべての子どもを意味していますので、本冊子では、「子ども」ということばで表記しました。

人はだれも差別されません

【第2条 差別の禁止】

すべての子どもは、人種、民族、皮膚の色、性、言語、宗教、出身、障害の有無などによって差別されではありません。

それぞれの違いは個性として認められ、すべての子どもは人間として尊重されます。

子どもの最善の利益が考慮されます

【第3条 児童の最善の利益】

子どもに係わることがあるときには、子どもにとって何が一番良いことなのかが考えられなければなりません。

子どもの最善の利益を考えようという理念はこの条約全体に貫かれています。

命はかけがえのないものです

【第6条 生命に対する権利】

子どもの命は、いかなることがあっても守られなければなりません。

すべての子どもが、戦争、飢え、病気などで死んだり、苦しんだりすることなく、健やかに成長、発達するよう保障されなければなりません。

自由に意見を言えます

【第12条 意見を表明する権利】

子どもは、すべてのことがらについて自由に自分の意見を言えます。

子どもの意見は、年齢や発達の段階に応じて尊重され、子どもだからといって軽く扱われることがあってはなりません。

授業や学級（ホームルーム）活動などの場をはじめ、毎日の生活におけるいろいろな場面で、あなたの意見を求められることがあります。自分の考えや意見をまとめ、積極的に発言しましょう。

自由に表現できます

【第13条 表現の自由】

子どもには、考えたことや感じたことをさまざまな方法で自由に表現する権利があります。

しかし、他の者の権利や信用を尊重することを忘れてはいけません。

自分自身の自由や権利を大切にするのと同様に、他の人の自由や権利を尊重することも大切です。



思想・良心・宗教の自由が尊重されます

【第14条 思想、良心及び宗教の自由】

子どもが、自由にものごとを考えたり、善悪の判断をしたり、宗教を信じたりすることは尊重されます。

グループをつくったり、集会に参加したりすることができます

【第15条 (結社及び集会の自由)】

子どもは、自分の考えで、自由にグループをつくったり、平和的な集会に参加したりすることができます。ただし、相手に参加を強制したり、みんなに迷惑をかけたりすることはあってはなりません。

自由ときまりについて考えましょう。

個人の秘密は守られます

【第16条 私生活等への不当な干渉からの保護】

子どもは、自分の生活、家族、住居のことや、手紙や電話の内容について、他の人から勝手に干渉されません。

また、一人の人間としての名誉や信用も守られなければなりません。

障害のある子どもは守られ援助されます

【第23条 障害のある子どもの保護】

障害のある子どもが安心して生活し、積極的に社会参加できるよう、障害の状況に応じた教育環境が整えられなければなりません。

障害のある子どもが暮らしにくい状況はありませんか。

健康な生活を送ることができます

【第24条 健康な生活を送る権利】

子どもには、可能な限り健康な生活を送る権利があります。

そのために必要な治療を受けたり、健康を回復するための措置がとられなければなりません。

子どもには教育を受ける権利があります

【第28条 教育についての権利】

子どもには、教育の機会が平等に与えられ、学ぶ権利が保障されます。

学校は、すべての子どもが、明るく楽しく学べる場所でなければなりません。子どもの体や心を傷つけるような罰を与えることがあってはなりません。

いじめや体罰は絶対に許されない行為です。

子どもの人格や能力を最大限に発達させることが保障されます

【第29条 教育の目的】

教育は、子どもの個性を尊重し、人格や能力を最大限に発達させること、人権や基本的自由を尊重する人間を育成することを目指して行われなければなりません。

子どもにはゆとりある生活と文化的生活が保障されます

【第31条 休息、余暇及び文化的生活に関する権利】

子どもは、休憩や余暇の時間を持ち、年齢にふさわしい遊びやレクリエーション活動を行ったり、文化的活動、芸術活動に参加したりする権利があります。



子どもは不当、有害な労働から保護されます

【第32条 不当有害な労働からの保護】

子どもは、不当に安く働かされることから保護されるとともに、危険な労働、教育の妨げになる労働、健康や発達に有害な労働に従事しないよう保護されなければなりません。

日本では、15歳に満たない子どもの労働は、原則として禁止されています。

子どもは性的搾取及び性的虐待から保護されます

【第34条 性的搾取、虐待からの保護】

子どもが、売春行為など、大人の性の対象となることがないよう、保護されなければなりません。